

苅田港港湾計画書

—軽易な変更—

平成24年5月

苅田港港湾管理者

福岡県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 9年 5月 第13回福岡県地方港湾審議会
- ・平成 9年 7月 港湾審議会第163回計画部会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成14年 7月 第15回福岡県地方港湾審議会
- ・平成15年11月 第17回福岡県地方港湾審議会
- ・平成16年 1月 第18回福岡県地方港湾審議会
- ・平成19年 7月 第22回福岡県地方港湾審議会
- ・平成22年 2月 第25回福岡県地方港湾審議会

の議を経た苅田港の港湾計画の軽易な変更をするものである。

目 次

変更理由	1
1. 港湾環境整備施設計画	2
2. 土地造成及び土地利用計画	2
3. 港湾の効率的な運営に関する事項	3

変更理由

土地利用需要の変化に対応するため、南港地区において港湾環境整備施設計画、土地利用計画を変更する。

荻田港において、港湾の効率的な運営に関する事項を追加する。

1. 港湾環境整備施設計画

港湾の環境整備を図るため、緑地を次のとおり変更する。

南港地区 緑地 16ha

既定計画
南港地区 緑地 15ha

2. 土地造成及び土地利用計画

土地利用需要の変化に対応するため、土地利用計画を次のとおり変更する。

土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
南港地区	(39) 39	(3) 3	(383) 383	(13) 13	(4) 22	(442) 461

注) 1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3. 今回の「変更」に係る地区についてのみ記述した。

既定計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合計
南港地区	(39) 39	(3) 3	(384) 384	(13) 13	(4) 21	(443) 461

注) 1. () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

2. 端数処理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

3. 今回の「変更」に係る地区についてのみ記述した。

3. 港湾の効率的な運営に関する事項

荻田港において、港湾利用やサービスの向上を図るため、港湾利用者のニーズを十分把握し、効率的な運営体制の確立に取り組む。

苅田港港湾計画位置図



